

令和 8 年度若者チャレンジ助成事業募集要領

1 事業目的

こども・若者が主体となってこどもの貧困の解消に取り組む機会を創出・支援するとともに、その活動と沖縄こどもの未来県民会議（以下、「県民会議」という。）との協働を通じて、若者世代の視点や発信力を活かした普及啓発を行うことを目的とする。

2 助成事業の概要

(1) 募集枠

- ① 一般枠：助成上限額 30 万円
- ② チャレンジ枠：助成上限額 10 万円

(2) 助成総額：120 万円（予算の範囲内で採択団体を決定する。）

(3) 助成率：10/10

3 助成対象者

(1) 共通要件

- ① 沖縄県内に活動拠点を有する法人又は任意団体（学生団体含む）であること。共同体（コンソーシアム等）の場合は、構成団体のいずれかがこの要件を満たしていること。
- ② 以下のいずれかに該当しないこと。
 - ア 政治活動又は宗教活動を目的とする団体
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその統制下にある団体又は同条第 6 号に規定する暴力団員が構成員に含まれる団体若しくはその暴力団員の統制下にある団体
 - ウ 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正行為を行った年度の翌年度から 5 年を経過しない団体

(2) 募集枠ごとの要件

- ① 一般枠：1 年以上の活動実績及び過去 1 回以上の類似活動実績があること
- ② チャレンジ枠：学生団体であること（活動実績は問わない）

4 助成対象事業

(1) 応募者が自ら主催する事業であり、事業内容が以下のいずれかに該当すること

- ① こどもの貧困問題の現状とその解消に向けた取組の普及啓発に関する活動
- ② こどもに様々な体験機会を提供する活動

(2) 実施体制が以下のいずれかを満たすこと

- ①事業の実施主体が、こども・若者であること
- ②事業の企画、立案及び運営のプロセスにこども・若者が主体的に参画していること
- (3) 事業の対象者が特定の利用者などに限定されず、広く開かれていること

5 助成対象期間

交付決定日から令和9年3月31日（水）まで

6 助成対象経費

(1) 対象となる経費

若者チャレンジ助成事業助成金交付要綱第6条に規定されている下記の経費を助成対象経費とする。

- ① 賃金（事業実施のためのアルバイト代等）
- ② 報償費（講師等の謝礼金）
- ③ 旅費（講師等旅費、スタッフ旅費）
- ④ 需用費（消耗品費、印刷製本費、広告費、材料費、燃料費等）
- ⑤ 役務費（郵送料、電話料、運搬料、手数料、保険料等）
- ⑥ 委託費
- ⑦ 使用料及び賃借料（賃借料、会場使用料、機器リース料等）

(2) 対象とならない経費

- ① 申請団体の運営に係る経費
- ② 申請団体の人件費（給与や賃金）
- ③ 飲食費（講師等の飲み物代などを除く）

(3) その他留意事項

- ① 領収書などの支出の証憑書類が確認できない経費は、対象経費とすることはできません。
- ② 対象とならない経費は、自己資金、協賛金や事業収入（参加費等）を充当すること。

7 採択団体の協力・遵守事項

- (1) 広報物（ポスター・チラシ・プログラム・Web サイト、SNS 等）への県民会議ロゴマークおよび名称の表示
- (2) 県民会議の活動内容に係る周知協力（ポスター掲示、募金箱設置、アンケート協力等）

8 応募方法および提出書類

(1) 提出書類

応募者は、以下の書類をメールで提出すること。メールによる提出が難しい場合は、持参又は郵送により事務局に各1部提出すること。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担とし、提出書類等の返却は行

いません。

① 事業計画書【様式第1号】

② 共同体の場合は共同体構成書【様式第2号】

③ 参考資料

ア 事業計画の説明資料（A4横・5ページ程度／任意）

イ 団体の概要や活動実績がわかる資料（チラシ、パンフレット等／任意）

ウ 団体名簿（代表者、役員や構成員の名前、所属がわかるもの）

エ 共同体の場合はその協定書案（代表者、取引金融機関、その他運営に関し必要な事項を記載）

(2) 質問書の提出

質問事項がある場合は、質問票【様式第3号】にてメールで提出すること（電話で受信確認すること）。質問への回答は県こども家庭課ホームページに掲示する。

質問受付期間：募集開始日から令和8年8月28日（金）17時必着

9 募集期間及び提出先

(1) 募集期間

募集開始日から令和8年9月4日（金）17時必着（当日消印有効）

(2) 提出先

沖縄こどもの未来県民会議事務局

沖縄県こども未来部こども家庭課内

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

Tel：098-866-2174

E-mail：aa022004@pref.okinawa.lg.jp

10 審査及び選定方法

(1) 一次審査

事務局による応募資格および提出書類の形式審査を行う。審査にあたり、事前に事務局職員をもって、提案内容を確認するためのヒアリングを行うことがある。

(2) 二次審査

県民会議理事会のもとに設置する普及啓発・評価部会において審査し、採択団体を決定する。

(3) 結果通知

審査の結果については、応募者に対して文書で通知する。なお、採択団体については、団体名、代表者名、事業名、事業概要を公表する。

(4) 留意事項

審査は非公開で行い、選定理由や個別の審査結果等については公表しない。

11 審査項目

審査項目は下記のとおりとする。

(1) 必要性・事業効果

こどもの貧困解消や現状の普及啓発に資する明確な目的と課題認識があり、効果が期待できる内容となっているか。

(2) こども・若者の主体性

こども・若者が主体となって企画・運営に関わっているか。

(3) 実現性・計画性

提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制や協働事業者との連携など必要な遂行能力を有しているか。

(4) 広報・普及啓発効果

独自の工夫やアピールポイントがあり、高い波及効果や普及啓発が見込めるか。

(5) 予算の妥当性

経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものとなっているか。

12 年間スケジュール

日程	内容
募集開始日から令和8年9月4日（金）	募集期間
募集開始日から令和8年8月28日（金）	事前相談期間
募集開始日から令和8年8月28日（金）	質問受付期間
令和8年9月4日（金）	事業計画書提出期限
令和8年9月下旬（予定）	審査結果通知
令和8年10月上旬（予定）	交付決定
交付決定日から令和9年3月31日（水）	助成期間
令和9年3月31日（水）	実績報告書提出期限

13 事前相談

事業計画書等の記載方法や対象経費の確認等について事前に相談を受け付ける。事前相談を希望する場合は、下記窓口へ事前に予約を行うこと。

(1) 事前相談期間

募集開始日から令和8年8月28日（金）まで

(2) 事前相談窓口

沖縄こどもの未来県民会議事務局

沖縄県こども未来部こども家庭課内

Tel：098-866-2174

E-mail：aa022004@pref.okinawa.lg.jp

14 留意事項

(1) 1団体あたり、応募は1件を上限とする。共同体の構成員となる場合も同

様とする。

(2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 募集要領に違反すると認められる場合
- ⑤ その他事務局があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(3) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。

(5) 事業の完了後、実績報告書を提出するものとする。実績報告にあたって、県民会議の広報で活用が可能な画像データなどを提出すること。

(6) 国、地方公共団体またはその他民間団体の補助金との併用は可能とする。
ただし、その他の補助金を充当する経費と本助成事業で充当する経費は明確に区別すること。

15 お問い合わせ

沖縄こどもの未来県民会議事務局

沖縄県こども未来部こども家庭課内

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 (3階)

Tel : 098-866-2174

E-mail : aa022004@pref.okinawa.lg.jp